

## ローンカード規定

### 1. (カードの利用)

ローンカード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当社および当社がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）のATMを使用して当座貸越借入金（以下「借入金」といいます。）の払戻しに利用する場合。なお、法人名義のカードは、出金提携先のATMのご利用ができません。
- (2) 当社および当社がATMの共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）のATMを使用して、借入金の返済に利用する場合
- (3) 当社のATMを使用して振込資金を借入金からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合<「みなとアットローンカード」「Qポートカード」については、お取扱いきません。>
- (4) その他当社所定の取引をする場合

### 2. (カードの貸与等)

<「みなとアットローンカード」「Qポートカード」のみ対象となります。>

- (1) カードは、契約者1名につき1枚発行し貸与します。カードの所有権は当社に属するものとします。
- (2) カードは、契約者以外使用することは出来ません。契約者がこれに違反して、譲渡、質入、または貸与等により他人に使用された場合の損害は、契約者の負担になります。

### 3. (ATMによる借入金の払戻し)

- (1) ATMを使用して借入金を払戻すときは、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当社または出金提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当社または出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当社が定めた金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して借入をする場合に、借入請求金額と後記6.(1)に規定するATM利用手数料金額との合計額が借入することのできる金額をこえるときは、その借入はできません。

### 4. (ATMによる借入金の返済)

- (1) ATMを使用して借入金の返済をするときは、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる返済は、ATMの機種により当社（入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先）所定の種類の紙幣もしくは通貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当社（入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先）所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) ATMに投入された金額が当座貸越元利金を超える場合もその取引は成立し、入金できます。<「みなとアットローンカード」「Qポートカード」のみ対象となります。>
- (4) ATMを使用して借入金の返済をするときは、返済後の借入額と後記6.(1)に規定するATM利用手数料金額との合計額が借入することのできる金額を超えるときは、その返済はできません。

### 5. (ATMによる振込み)

<「みなとアットローン」「Qポートカード」はお取扱いきません。>

ATMを使用して振込資金を借入金からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における借入金の払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。なお、1回あたりの振込金額は、当社所定の金額の範囲内とします。

### 6. (ATM利用手数料等)

- (1) ATMを使用して借入金の払戻しまたは返済をする場合、当社および出金提携先・入金提携先所定のATMの利用に関する手数料（以下「ATM利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) ATM利用手数料は、ATM利用日付をもって払戻請求書なしで利用口座から自動的に引き落とし、貸越元金に組み入れます。なお、入金提携先および出金提携先のATM利用手数料は、当社から入金提携先または出金提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の利用口座からの払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした利用口座から自動的に引き落とします。<「みなとアットローンカード」「Qポートカード」については、お取扱いきません。>

### 7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口でカードにより借入金の返済をすることができます。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いいたしません。
- (2) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当社本支店の窓口でカードにより借入金の払戻しをすることができます。なお、出金提携先では、この取扱いいたしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当社所定の払戻請求書に氏名、金額および暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは暗証番号入力装置に届け出の暗証番号を入力の上、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記によるほか振込依頼書を提出することにより振込みの依頼をすることができます。<「みなとアットローンカード」「Qポートカード」については、お取扱いきません。>

### 8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、ただちに契約者から当社所定の方法により取引店に届け出てください。この届け出を受けたときは、ただちにカードによる借入金の払戻し停止の措置を講じます。この届け出の前に生じた損害については、後記10. および11. に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届け出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にも、当社所定の方法によりすみやかに取引店に届け出てください。
- (3) 氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、当社所定の方法によりただちに契約者から取引店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、後記10. および11. に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
- (4) カードの盗難、紛失等の場合におけるカードの再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます
- (6) カード再発行手数料は、貸越元金に組み入れます。<「みなとアットローンカード」「Qポートカード」のみ対象となります。>

## 9. (暗証番号等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当社が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したのとして処理し、入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認して借入金の払戻しをした場合は、そのために生じた損害については、当社および入金提携先・出金提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当社の責任については、後記10. および11. によります。
- (3) 当社の窓口においてカードを確認し、暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは暗証番号入力装置に入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について契約者の責に帰すべき事由がなかったことを当社が確認できた場合の当社の責任についてはこの限りではありません。

## 10. (偽造カードによる借入金の払戻し等)

偽造または変造カードによる借入金の払戻しについては、契約者の故意による場合または当該借入金の払戻しについて当社が善意かつ無過失であって契約者に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、契約者は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

### 11. (盗難カードによる借入金の払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人にカードを不正使用され生じた借入金の払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、契約者は当社に対して当該借入金の払戻しの額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
  - ② 当社の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難されたことが推測される事実を確認できるものを提示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該借入金の払戻しが契約者の故意による場合を除き、当社は、当社への通知が行われた日の前30日間(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日間にその事情が継続している期間を加えた期間とします。)になされた借入金の払戻しの額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。  
ただし、当該借入金の払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、契約者に過失があることを当社が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当社への通知が、盗難が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取にかかる盗難カード等を不正使用され、ATMによる借入金の払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
  - ① 当該借入金の払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 契約者に重大な過失があることを当社が証明した場合
    - B 契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
    - C 被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたは付随してカードが盗難された場合

### 12. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、出金提携先のATMを使用した場合の出金提携先の責任についても同様とします。

### 13. (解約等)

- (1) この取引を解約する場合にはカードを取引店にただちに返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしただちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありしただちにカードを取引店に返却してください。ただし、下記②の場合は、当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が契約者であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 後記14. および15. に違反した場合
  - ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

### 14. (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

### 15. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については当該カードローン契約書(当座貸越契約書)規定および振込規定により取扱います。

### 16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上